

## とよなか国際交流センター登録グループ制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とよなか国際交流センター（以下「センター」という。）の利用の促進及び国際交流グループの自主的な国際交流事業の推進を図るため、とよなか国際交流センター登録グループ制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録グループとなる要件)

第2条 登録グループとなることができるグループは、次に掲げるいずれにも該当するグループとする。

- (1) とよなか国際交流センター条例（平成5年豊中市条例第26号）第1条の目的に合致する活動（以下「国際交流活動」という。）を主たる目的とするグループ。
- (2) 自主的な団体で、組織的かつ継続的に国際交流に関する活動を行うことを主たる目的としていること。
- (3) 構成員の総意で民主的に運営されていること。
- (4) グループの主たる活動拠点が豊中市内にあるグループ。
- (5) グループの構成員が5人以上で、その過半数が豊中市在住、在勤・在学で構成されているグループ。
- (6) 第7条の定める登録申込みの日以前の1年間に国際交流活動をセンターにおいて定期的（1年当たり4回以上をいう。）に行っているグループ。

2 前項の規定にかかわらず、個人の趣味的な活動（娯楽、スポーツ）を目的とする団体は除くものとする。

(登録グループへの支援)

第3条 指定管理者は、登録グループの承認を得たグループ（以下「登録グループ」という。）に対して、次の支援を行う。

- (1) 毎月の抽選会において、国際交流活動を行う目的（以下「国際交流目的」という。）でのセンターの施設の使用申込みを4件（午前、午後又は夜間の1コマで、かつ、1室を「1件」として計算する。以下同じ。）まで受け付ける。
- (2) 国際交流目的のセンターの施設の使用については、とよなか国際交流センター条例第8条第3項の規定により、貸室等の使用料を1日につき1件、月2件まで免除する。
- (3) 指定管理者が行う事業に関する情報を提供する。
- (4) 登録グループが情報発信を行うための掲示板のスペースを提供する。

2 登録グループが、国際交流目的で①とよなか男女共同参画推進センターすてっぷのホールを使用するとき、②センターの施設を使用しようとする場合において、他のグループ

の使用等によりセンターの施設を使用できないため、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの施設を使用するときは、前項第2号の使用料の免除の対象とする。

3 センターの会議室2A、2B、2Cに係る第1項第1号及び第2号の規定の適用については、会議室2AB、2BC、2ABCを一体として使用する場合は、これらを1室とみなす。

4 第1項第1号及び第2号の規定の適用を受けて施設を利用するさいに、保育等で別室が必要であると指定管理者が認めるときは、当該施設とプレイルーム1、2A又は2Bを合わせて1室とみなす。

5 登録グループが第1項第2号の規定による使用料の免除を受けようとする場合の当該施設の使用は、使用人数に見合ったものにしなければならない。

6 第1項第2号の規定により使用料の免除を受けようとする登録グループは、とよなか国際交流センター条例施行規則（平成5年豊中市規定第55号）第8条の規定による使用料減免申込書を指定管理者に提出しなければならない。

#### （登録グループの役割）

第4条 登録グループは、次に掲げる役割を担う。

- （1）指定管理者が指定する連絡会、研修会等に登録グループの代表者又は構成員が参加すること。
- （2）指定管理者が実施する事業に協力すること。（アンケートへの協力及び講座、催し、イベント等の構成員への周知等）
- （3）定期的にセンターで国際交流活動を行うこと及び1年当たり1回以上活動の成果を公表すること。通常の活動を公開することはこれに含まない。
- （4）指定管理者が指示するときまでに登録グループの活動実績を指定管理者に提出すること。
- （5）第7条第1項の規定により提出された同項第1号及び第2号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨を速やかに指定管理者に届出すること。

#### （登録グループの禁止行為）

第5条 登録グループは、次のことを行ってはならない。

- （1）公の秩序、又は善良な風俗を乱すような行為をすること。
- （2）営利を目的として活動を行ったり、特定の営利活動にその名称を利用させ、その他営利事業を援助したりすること。
- （3）特定の政党の利害に関する活動を行ったり、公私の選挙に関し特定の候補者の支持をすること。
- （4）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、教団を支持すること。

(登録機関及び受付期間)

第6条 登録グループの登録期間は2年以内で指定管理者の指定する期間とする。

2 登録手続の時期及び登録期間の始期、終期は、別に定める。

(登録の申込み)

第7条 登録を申し込もうとするグループは、次に掲げる書類を添えて、とよなか国際交流センター登録グループ申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 当該市民グループの規約(活動目的がわかるもの)
- (2) 役員及び構成員名簿(在住、在勤、在学の要件が確認できるもの)
- (3) 活動実績が明記された書類(活動の内容、主たる活動地域がわかるもの)
- (4) 登録年度の予算書及び前年度(前年度の決算書が作成されていない場合は前々年度)の決算書
- (5) その他指定管理者が必要と認める書類

2 グループ設立の趣旨、活動目的、内容、代表者をはじめとする役員の構成等から、既に登録グループとなっているグループと同一であると指定管理者が認めるときは、新たな登録の申込みを受理しないものとする。

(登録の承認)

第8条 指定管理者は、前条に定める書類の提出があった場合は、内容を審査し、登録グループとして適当と認めたときは登録を承認し、書面で通知するものとする。

(登録の取り消し)

第9条 指定管理者は登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すこととする。

- (1) 第2条に規定する登録グループの要件に該当しなくなったとき。
- (2) 1年以上センターで国際交流活動を行わなくなったとき。
- (3) 第3条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 第4条に規定する役割のうち、1つでも役割を履行しなかったとき。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (5) 第3条第1項第2号の規定による使用料の免除を受けたセンターの施設を第6条の登録期間中3件以上使用しなかったとき(使用する日の7日前までに使用承認の取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めたととき及び交通遮断等指定管理者がやむを得ない理由があると認めたとときを除く。)
- (6) 管理上支障がある行為を行ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消されたグループが、既に第3条第1項第2号による使用料の免除の承認を受けている場合においては、当該承認を取り消すこととする。

(登録の取り消しを受けた後の再度の登録)

第 10 条 前条の規定により登録を取り消されたグループは、当該登録の取り消し日から 2 年間は、登録グループの登録を受けることができないものとする。

2 前条の規定により登録を取り消されたグループの構成員が新たにグループを結成した場合であっても、指定管理者が当該グループ設立の趣旨、活動目的、内容、代表者をはじめとする役員の構成等から、当該登録を取り消されたグループと同一であると認めるときは、当該新たに設立されたグループを当該登録が取り消されたグループとみなし、前項の規定を適用する。

(申込書等の様式)

第 11 条 この要綱による申込書等の書類の様式は、人権政策課長が別に定める。

(委任規定)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、人権政策課長が別に定める。

附則

1 この要綱は平成 21 年 12 月 1 日から実施する。

2 この要綱の実施の日以降の最初の申込みに係る第 2 条第 1 項第 6 号の規定の適用については、申込みの日以前の 1 年間において、豊中市内の他の公共施設で行った活動をセンターにおいて行った活動とみなす。

3 登録グループに対する第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による支援は、登録期間に係るセンターの施設の使用（同条第 2 項の規定により、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの施設を使用する場合を含む。）について適用する。

4 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

5 この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

6 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

7 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。